

## 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

### 1 改正の理由

職員の採用試験に関する規則は、採用試験の職種、受験資格、採用試験の施行等について定めています。

現在、職員採用試験の第2次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項については、第1次試験の合格者に対し、書面により通知しているところです。

このたび、受験者の利便性向上のため、第2次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を書面による通知に代えて、千葉県ホームページへの掲載による公表の方法にすることとします。

これに伴い、所要の改正を行います。

### 2 改正の内容

- (1) 第2次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項について、書面による通知に代えて、千葉県ホームページへの掲載による公表の方法にします。
- (2) その他所要の規定の整備を行います。

### 3 施行予定時期

令和6年4月1日